



岐阜県政記者クラブ加盟各位

令和8年9月9日（水） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
生活衛生課	動物愛護係	い きがわ 去來川	内線 3413 直通 058-272-1986 FAX 058-278-2627

御嵩町内の第一種動物取扱業者に対する措置命令について

令和8年9月8日付けで、可茂保健所長が下記の動物取扱業者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。）第23条第4項の規定に基づき、措置を命じました。

記

1 動物取扱業者の情報

- (1) 営業者の氏名 かとう みよこ 加藤 三代子
- (2) 事業所の名称 ペっとくらぶはうすしっぽ
- (3) 事業所の所在地 可児郡御嵩町まえざわ しもだ前沢字下田4352-4
- (4) 登録の番号 第060081号
- (5) 登録年月日 平成19年5月31日
- (6) 登録の種別 販売

2 措置を命じた内容

- (1) ケージ等の規模及び構造は基準に適合させること。
- (2) ケージ等は錆等のないものとする。
- (3) 飼養頭数を職員数に見合ったものとする。
- (4) 犬の体表の糞尿等の固着、毛玉を除去すること。

3 措置を命じた理由

可茂保健所が令和8年4月7日及び27日に行った立入検査において、法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める動物の管理の方法等の基準を遵守していないことが判明。5月26日付けで8月18日までの改善を求める勧告を行ったが、期限までに改善されず、その正当性が認められなかったため。

なお、可茂保健所は同業者に対し、平成27年から令和8年までに口頭指導27回、文書指導5回、勧告2回を行っている。

【参考】動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）

第 23 条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第 21 条第 1 項又は第 4 項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、前 2 項の規定による勧告を受けた者が前 2 項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。